



一般社団法人 千葉県社会福祉士会

平成 28 年度

第 1 回臨時総会

資 料

日 時：平成 29 年 3 月 12 日（日）13：30～ （受付 13：00～）

会 場：ホテルリブマックス千葉美浜 2 階 中会議室

次 第

□開会

□会長挨拶

□議長選出

□議事

議案第 1 号 平成 29 年度事業計画について 1

議案第 2 号 平成 29 年度予算について 9

議案第 3 号 規則第 5 号負担金規則の変更について..... 1 6

総会に諮る事項は定款第 21 条に定められた事項に限られ、また法人法第 49 条第 3 項の規定により予め通知した事項以外を議決することはできません。

会員から会へ意見発信する機会を保证するため、議案に対する意見募集を行います。

議案に対しご意見のある方は、本会 WEB サイト (<http://www.cswchiba.com/>) を参照の上、平成 29 年 2 月 20 日 (月) から同 2 月 28 日 (火) の間にご提出願います。なお、寄せられたご意見は取りまとめの上、会員氏名 (姓のみ) および意見内容を WEB サイトおよび総会会場にて公開いたします。予めご了承下さい。

平成 29 年度事業計画について

以下に掲載する平成 29 年度事業計画書（案）について、総会の承認を求めます。

平成 29 年度事業計画書（案）

1 基本活動方針

近年の社会情勢の変化から児童、障がい者、高齢者、生活困窮者等の支援を必要とする人々にとって、社会福祉士への一層の期待とその責任の重大さを感じる事となった。また、様々な制度の改正により、我々を取り巻く社会の在り方は大きな転換期を迎えている。

本会は発足以来、社会福祉の援助を必要とする千葉県民の生活と権利を擁護すると共に、福祉に関する知識、技術等の研修を行うことにより、社会福祉事業に携わる職員の福祉サービスの向上と発展を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的として事業を推進してきたが、今後は会員のみならず県内の福祉関係者への更なる啓発、啓蒙活動の必要性が増している。

そのためにも平成 29 年度は、会員相互の一層の連携強化を図るとともに、できるだけ多くの会員が活躍できることを目指した事業計画により福祉専門職の資質の向上と地域社会へのソーシャルアクションを実現し、県民の期待に応えていける専門職団体となるべく事業展開を実施していく。

2 平成 29 年度重点事業内容

- (1) 昨年度より開始した会員名簿の発行により、会員同士の新たなつながりを期待するとともに地域集会の活性化を図ることで組織の強化に努めていく。
- (2) 行政等からの各種審議会・委員会委員等の推薦依頼について、広く会員に公募し、多様な人材を登用し会の信用性を高めていく。
- (3) 昨年度発足した千葉県生涯研修センターの安定した運営に努め、会員に対してより充実した研修の場を提供できるようにする。
- (4) 事務局機能を強化させ、日本社会福祉士会との事務委託契約解除後の本会による適切な会員管理や、会計処理方法の検討を開始する。
- (5) ささえあい制度を見直し、会員にとってより有意義な制度となるような検討を進めていく。

3 各委員会・部会

(1) 総務委員会

ア 企画部会

(ア) 組織の安定的な運営を図るため、地域集会の開催などを通して未入会者の入会を促進させると共に会員間の交流も充実させ組織率の向上を目指す。

- ・ 実施時期：事業年度を通じて開催
- ・ 地域集会など地区単位の活動では、会員に限らず福祉関係者の参加も積極的に募り、他職種とも交流することで会員の資質の向上を図っていく。

(イ) 組織強化のための活動として他の職能団体との協働を研究する。

- ・ 協働予定団体：千葉県医療社会事業協会、千葉県精神保健福祉士協会

- ・ 研修の共催は継続しつつ連携の強化を図りながら、他の職能団体とも協働できる事業の展開を模索していく。

イ 広報部会

(ア) 機関紙『点と線』の発行

- ・ 年 3 回発行とし、会員発表の場も包含し内容を充実させる。
- ・ 特集として普遍的なテーマもしくは時勢の変化に対応したトピックスを取り上げ、会員、県内の社会福祉士及び連携すべき専門職の活動を紹介する。
- ・ 印刷部数：各 2,700 部 電子メールでの配信も実施
- ・ 発送先：会員のほか、行政、千葉県内の社会福祉士養成校・社会福祉施設等に発送
- ・ 購読費：会員は会費に含まれる。行政、社会福祉施設等への配布分は無料

(イ) ホームページの更新（随時）

- ・ 対象者：県民及び会員、社会福祉士試験の受験資格者等
- ・ 内容：会の活動情報、社会福祉士求人情報、その他社会福祉に関連する有益な情報の提供

(2) 総合相談委員会

総合相談委員会では千葉県から委託されている事業を中心に活動しているが、恒常的にマンパワーが不足しており、今後も協力者の確保が継続した重点項目である。

ア 地域包括支援部会

(ア) 高齢者虐待防止対策研修および高齢者虐待対応現任者標準研修事業（受託事業）

- ・ 対象者：市町村職員、地域包括支援センター職員、中核地域生活支援センター職員等
- ・ 内容：千葉県および日本社会福祉士会から受託し、地域包括支援センター現任職員への高齢者虐待防止に関する研修および委託市町村職員への虐待対応研修を行う。

(イ) 高齢者虐待対応専門職チームへの参加（受託事業）

- ・ 千葉県から受託し、千葉県弁護士会と協働して、市町村や地域包括支援センター等からの要請に応じて高齢者虐待対応の支援を行う。

(ウ) 千葉県高齢者虐待対応マニュアル改訂事業（受託事業）

- ・ 千葉県の高齢者虐待対応マニュアルは作成から 10 年が経過しており改訂が予測される。県からの委託を目指すと共に、現在の社会情勢、法律等、様々な角度から検証作業を進める。

(エ) スクールソーシャルワーカー（SSW）研修

- ・ こども食堂全国ツアーの実施を踏まえ、児童福祉に関する事業への取り組みを強化する。教育分野で活躍するスクールソーシャルワーカーによる研修の開催を検討。

※上記以外にも千葉県が主催する①千葉県認知症対策推進協議会（年 2 回）、②千葉県認知症対策推進作業部会（年 3 回）、③認知症専門職研修体系構築事業後の研修体系の検討会に部会から委員を選出している。①及び②の目的としては、適切な医療やケアの提供、相談や見守り体制の充実及び認知症に関する理解の普及促進等の総合的な認知症対策の推進であり、平成 31 年 3 月 31 日までの任期がある。②は、①の下部組織で認知症対策の個別的な課題として具体的に検討を行うために設置されている。③について平成 29 年度の詳細は未定。

イ 相談事業部会

(ア) 無料相談事業（県民対象）

- ・ 対象者：一般県民

- ・ 開催場所：県内各地域（年 1 回程度）
- ・ 内容：各種福祉サービスの利用に関する相談
- (イ) 無料相談事業（学生等対象）
- ・ 対象者：福祉系大学の学生及び福祉施設での勤務希望者
- ・ 開催場所：福祉のしごと就職フェア会場・福祉のしごと就職ガイダンス会場等
- ・ 開催回数：年 2 回程度
- ・ 内容：福祉施設等への就職に関する相談、社会福祉士国家資格取得に関する相談

(3) 研修委員会

ア 地域貢献事業 研究大会（県民公開講座）

- ・ 実施時期：平成 29 年 5 月頃（総会に併せ実施）
- ・ 対象者：県民及び保健・福祉・医療等関係者、会員等

イ 基礎研修実施事業（日本社会福祉士会 委託事業）

(ア) 基礎研修Ⅰ

- ・ 実施時期：平成 29 年 5 月～平成 30 年 3 月（申込日程、課題提出期間も含む）
- ・ 講義及び演習：集合研修①② 2 日間 受講料：5,000 円

(イ) 基礎研修Ⅱ

- ・ 実施時期：平成 29 年 5 月～平成 30 年 3 月（申込日程、課題提出期間も含む）
- ・ 講義及び演習：集合研修 11 日間 受講料：30,000 円

(ウ) 基礎研修Ⅲ

- ・ 実施時期：平成 29 年 5 月～平成 30 年 3 月（申込日程、課題提出期間も含む）
- ・ 講義及び演習：集合研修 11 日間 受講料：50,000 円

※日本社会福祉士会監修による基礎研修プログラムはⅠ、Ⅱ、Ⅲ合わせて一つと考える。

ウ 社会福祉士実習指導者の養成

(ア) 社会福祉士実習指導者養成研修

- ・ 実施時期：平成 29 年 11 月中旬頃（平成 29 年 6～7 月頃にチラシ配布） 定員：50 名
- ・ 内容：実習指導者の育成を図り、会員同時の交流と専門家としての質の向上を図る。

(イ) 社会福祉士実習指導者フォローアップ研修

- ・ 実施時期：平成 29 年 8 月頃（平成 29 年 4～5 月頃にチラシ配布）平日開催予定
定員：20 名
- ・ 内容：実習指導者としての更なる高みを学び、自己研鑽を図ることを目的とする。

(ウ) 淑徳大学講師派遣事業

- ・ 淑徳大学正課カリキュラム「卒後教育と人間開発」（4 年生対象）
実施時期：平成 29 年 4 月から平成 30 年 1 月頃
- ・ 内容：4 年生が就職後予想される多種多様な支援事例を説明・解説し、最新の支援方法を学ぶ目的にて、各分野に精通した講師を 27 回派遣する。

エ 社会福祉士取得支援（国家試験受験対策）事業

(ア) 東京成徳大学 キャリアアップ講座

- ・ 実施時期：平成 29 年 9 月～12 月頃
- ・ 内容：国家試験受験対策講座として全 19 回講師を派遣する。

(イ) 和洋女子大学 キャリアアップ講座

- ・ 実施時期：平成 29 年 9 月～12 月頃
- ・ 内容：国家試験受験対策講座として全 19 回講師を派遣する。

(ウ) 民間企業との協働により、インターネットを利用した受験者支援システムを展開。国家試験解答解説も併せて実施する。

オ 独自研修事業

(ア) 基礎研修修了者対象 ワンアップ研修

- ・ 実施時期：平成 29 年 3 月～平成 29 年 7 月頃（申込開始日含む） 定員：20 名
- ・ 実施回数：年 1 回（2 日間）1 日目講義、2 日目演習 受講料：5,000 円
- ・ 内容：事例検討の手法を確認し、根拠ある支援と理論を結びつける考え方を知り、社会福祉士として専門性を高めていく。

(イ) ファシリテーター研修 ～楽しみながらグループや集団の取りまとめ方を学ぼう～

- ・ 実施時期：平成 29 年 3 月～9 月頃（申し込み開始日含む） 定員：60 名（非会員も参加可能）
- ・ 実施回数：年 1 回（2 日間）1 日目講義、2 日目グループワーク 受講料：5,000 円
- ・ 内容：集団を取りまとめる上での気づきや注意点、更にファシリテーター体験を通して専門職としての質の向上を目的とする。

(4) 権利擁護センターぱあとなあ千葉運営委員会

権利擁護センターぱあとなあ千葉は、社会福祉の援助を必要としている人々の生活と権利を擁護する諸活動を行うため、成年後見人等の受任要請に応える体制づくり、制度に関する啓発活動、権利擁護に関する相談事業、調査研究活動などを行う。

ア 受任要請に応える体制づくり

ぱあとなあ千葉は、家庭裁判所や自治体からの後見人候補者推薦依頼に回答してきた歴史があり、推薦者として後見人の質の担保を確約し、推薦する後見人のレベルを保証しなければならない。また、家庭裁判所から組織・団体への指導・監督強化を要請されており、専門職後見人として専門的技能を研鑽し社会的地位の向上に努める。

<研修内容>

(ア) 必須登録員研修

- ・ 実施回数：年 2 回（原則 6 月及び 11 月）
- ・ 内容：後見活動に必須な事柄について基本的事項を学び、1 日研修を年 2 回行い、最低 1 回の参加を義務とする。

(イ) レベルアップ研修

- ・ 実施回数：年 3 回
- ・ 内容：3 年以上、後見人としての経験を積んだ受任者を対象とするレベルアップのための研修。

(ウ) ぱあとなあ千葉サポート

- ・ 実施回数：年 9 回
- ・ 内容：経験が浅い受任者の支援を目的として、未受任及び初めて受任してから満 3 年未満の登録員を対象に、年 4 回以上の参加を義務とする。終了後の「個別相談」では個別具体的に相談・支援していく。

(エ) 新規登録員研修

- ・ 実施回数：年 2 回（4 月及び 1 月）
- ・ 内容：新規登録する会員を対象とし、後見人等受任時の後見活動の手続きや知識の習得を中心に年 2 回開催し参加を義務とする。

(オ) 支援者のための成年後見活用講座

- ・ 実施回数：年 1 回
- ・ 内容：成年後見制度の発足と同時に「支援者のための成年後見制度活用講座」を会員・一般に対して開講している。来年度も公益性を重視して継続する。

(カ) テーマ別弁護士との事例検討会

- ・ 実施回数：年 12 回
- ・ 内容：受任中の登録員の支援を目的として、後見等活動における法的な課題について、事例を通して弁護士と参加者で検討、スキルアップに繋げていく勉強会。

< 支援体制 >

(ア) 研修部会

- ・ 成年後見人等候補者の養成、ばあとなあ千葉登録員・準登録員や一般向けの研修に関連する業務を行う。

(イ) コーディネート部会

- ・ 月 2 回の「コーディネート会議」で、家庭裁判所だけでなく市区町村役所・地域包括支援センター等に対して候補者を推薦するとともに、コーディネーターが受任者からの電話やメールの相談に対応し、必要に応じて同行訪問を実施するなど受任者支援を行う。

(ウ) 業務管理部会

- ・ 年 1 回提出された活動報告書の精査を行い、多数受任者、サポートの必要な受任者、希望者との面談（6 月～9 月）を行い、活動状況について相談・助言など支援していく。
- ・ 質の高い家庭裁判所への報告書が提出できるように、必須登録員研修や「ばあとなあ千葉サポート」において、指導を行う。
- ・ 研修の参加の有無、活動報告書の提出とその内容、名簿登録の際の提出書類など、家庭裁判所に対する提出書類の徹底を重点事項として、個別のサポートに力を入れていく。
- ・ 法人後見に係わる体制整備や法人監査などの業務を担う。

(エ) リスクマネジメント部会

- ・ 成年後見人等の活動において共通する課題（リスク）への対応について、調査・対応策の検討等に関する業務を行う。

イ 成年後見制度の普及・啓発

社会福祉の援助を必要としている人々や判断能力が不十分な人々の生活や権利を守るための活動として成年後見人等の育成、権利擁護に関する相談事業（電話相談・訪問相談）を引き続き実施していく。

< 内容 >

(ア) 成年後見人養成研修（委託集合研修）

- ・ 実施時期：7 月～11 月
- ・ 内容：成年後見人候補者として必要な知識・技術等の習得を図り、「権利擁護センターばあとなあ千葉」後見人候補者名簿に登録し、受任できる会員を養成する。

(イ) 電話相談・訪問相談

- ・ 実施回数：毎週 2 回（火曜日、木曜日） 10 時～16 時
- ・ 内容：成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護に関する質問や問い合わせ等に、専門職後見人が専門的知識及び識見をもって応えることにより、成年後見制度の周知・普及・発展に寄与する。

(ウ) 市民後見人育成等の支援

- ・ 各自治体、地域包括支援センター、地域住民等から各講座への講師派遣要請に対して支援を行う。

ウ 新たな課題への取組み

(ア) 無報酬・低報酬の事案について

- ・ 被後見人等の保有財産が極めて少なく、また、市町村の「成年後見制度利用支援事業」が利用できないなどのため、無報酬もしくは低報酬とならざるを得ない事案について助成の実施、在り方、財源の確保などについて検討を行う。

(イ) 未成年後見

- ・ ぱあとなあ千葉として未成年後見人の候補者を推薦できる体制作りを検討する。この目的として、未成年後見と成年後見の基本的な差異や内容における違いなどを理解するために必要な研修を実施し、未成年後見受任候補者の育成を進めるとともに、損害保険の整備などに関して検討する。

(ウ) 成年後見制度利用促進法

- ・ 基本理念では、成年後見制度の 3 つの理念の明文化が図られ、身上監護の重要性が明確になり国と地方公共団体に成年後見制度の利用促進についての責務があることが明記された。
- ・ 後見人の職務の重点は財産管理にあるという今までの認識を、後見人の職務の中核は本人の身上監護にあるとする認識を普及させるため、家庭裁判所・地方公共団体などに働きかけを行う。
- ・ 保有資産の多寡や申立人の有無を問わず「必要な人が必要な時に利用できる制度」実現のために、行政による成年後見制度全体に対する公的な支援システムの拡充に向けた推進活動を行う。

(エ) 他団体との連携

- ・ 弁護士会、司法書士会、その他関係団体と連携を図り、研修会の共同企画や連絡会を設け、権利擁護をはじめ成年後見制度の課題などを協働で検討する。

エ その他

- ・ 広報：登録員に対する広報活動として「ぱあとなあ千葉ニュース」を年 4 回発行。
- ・ 「ぱあとなあ千葉」全体会 開催時期：平成 30 年 3 月予定
(状況報告・方針提示・意見の吸い上げ・質問、疑問への回答)
- ・ 専門職後見人として、期待される「独立型社会福祉士」の経営研究会を立ち上げ、より良い「経営・運営」を研究していく。
- ・ 苦情相談：苦情相談に対応し迅速な解決に努める。
- ・ 法人後見の受任（成年後見人等・成年後見監督人等の受任の検討）
特に組織的対応が必要なケースに関して、法人として成年後見を受任する。
- ・ パンフレット及び出版物の発行

- ・ 運営委員会（8回）及び部会（随時）で課題の検討等行う。
- ・ ぱあとなあ千葉「登録員のしおり」を登録員へ配布する。

（５） 司法福祉委員会

ア 委員会内で司法福祉（刑事）に関する事例検討の実施

- ・ 定期的な委員会において、司法福祉（刑事）に関する事例検討を行い、委員の分析力と実践力を高めるとともに、司法福祉に関して広く情報を発信していく。

イ 「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）」の開催

- ・ 実施時期：7月の土日開催予定 定員 30名 参加費 15,000円
- ・ 内容：司法福祉に関心のある会員に対し、研修等を通じて、制度政策に関して理解を深める機会を増やす。そのため、認証された分野専門科目研修であり、旧専門分野別研修と位置づけられた「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）」の開催を継続する。

ウ 「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）」の開催

- ・ 実施時期：11月の土日開催予定 定員 30名 参加費 15,000円
- ・ 内容：実践的な研修として「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）」を行い、更なる司法福祉の実践理論の構築を会員に提供する。修了者は刑事司法ソーシャルワーカーとして委員会に登録することによって活躍していく。

エ 学習会の開催

- ・ 実施回数：年間3回予定 参加費 1,000円
- ・ 内容：民法や刑法の改正等に関する最新情報や関連機関の現状を知る。

オ マッチング支援事業

- ・ 内容：刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）修了者を登録員として登録し、弁護士会からの要請に応じて登録員を推薦する。必要に応じ、当該登録員にアドバイスを行う等の体制を整える。実践を積み重ね、刑事司法ソーシャルワークの実践力を強化する。
- ・ 罪を犯した高齢者や障がい者の権利を擁護する福祉的支援につなげていくことで、社会福祉士の専門性を活かし社会に貢献していく。
- ・ 弁護士会刑事弁護委員会との協議を定期的に行い、事業の検証や情報交換を行う。

（６） その他

ア 千葉県生涯研修センター

平成28年9月に発足し、主に日本社会福祉士会からの委託事業として、必要な事項を定めた基礎研修や専門研修、生涯研修及び認定社会福祉士受講対象研修、移管研修事業などを取りまとめ研修の統括を目的とする。

- ・ 千葉県生涯研修センター会議 年2回以上開催
- ・ センター長：千葉県社会福祉士会 会長
副センター長：千葉県社会福祉士会 研修委員長
構成員：千葉県社会福祉士会 理事

<活動内容>

- ・ 生涯研修制度に係る各委員会主催研修の全体調整
- ・ 生涯研修制度に係る各委員会主催研修の二次評価

- ・ 生涯研修制度に関する生涯研修委員（別名：ファシリテーター）の養成研修の実施
- ・ 各委員会へのスタッフ、ファシリテーターの養成
- ・ 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを運営する研修委員会への講師の派遣
- ・ 生涯研修プログラム開発指針の検討
- ・ 全国生涯研修委員会議への出席
- ・ 日本社会福祉士会から移管・委託予定研修の各委員会への振り分けと運営支援
- ・ 専門研修である司法福祉研修の司法福祉委員会への委託
- ・ 専門研修対象研修開発の検討

イ 千葉県社会福祉士会災害対策委員会

- ・ 『千葉県社会福祉士会災害時対応ガイドライン』に沿い、大規模災害等発生時に会として自律的に活動するための準備活動を行い、実際に発生した今までの対応と同様に会三役と連携し対応の中心となり活動する。
- ・ 日本社会福祉士会及び他団体が実施する災害対策、防災に関連したテーマの研修に積極的に参加する。
- ・ 「被災地支援活動協力会員リスト」を作成、更新し、大規模災害等発生時に県内外の被災地支援活動を行う準備を行う。また、関係機関と連携し、被災地支援活動における協力関係を構築する。
- ・ 東日本大震災、熊本県震災等、必要とされる支援内容が刻々と変化している状況である。発災後の会員の派遣支援の充実を図り、現地の状況・情報を入手し支援活動を継続していく。

ウ 千葉県社会福祉士会倫理委員会

- ・ 会員による倫理綱領違反が疑われる事案が発生した場合、日本社会福祉士会の綱紀委員会と協力し 速やかに対応することを目的とし、会員に対する苦情の予備調査機関として位置付ける。

エ 社会福祉士ささえあい制度配分委員会

- ・ 各委員会からの代表者により構成された理事会とは独立した組織。
- ・ 会員の皆様から納付された負担金および寄付金（通称「社会福祉士ささえあい制度」）について、各委員会の要望を確認し、配分項目に適正な内容かどうか、第一次、第二次配分と年二回（原則）に分けて審査、配分する。
- ・ 平成 29 年度も各委員会から出された要望項目を厳密に審議し配分を決定する。

オ 松戸市居住の安定確保支援事業業務委託について

千葉県社会福祉士会は、平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 1 年間、松戸市生活支援課より居住の安定確保支援事業を受託した。事業内容は、無料低額宿泊所へ長期にわたり入所している状態にある生活保護受給者に対して、民間賃貸住宅または社会福祉法に規定する事業を行うための施設等への入所を促進するとともに、入居した後も地域で安定した生活を維持し円滑に定着できるよう継続して支援し、もって自立を促進することを目的とする事業である。この受託業務のために居宅移行支援員 2 名を市役所支援課に配置して、日々支援象者に対して相談支援業務にあたっている。平成 29 年度も事業受託の継続を目指して交渉中である。

- ・ 想定受託期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
- ・ 想定受託金額 10,000,000 円

議案第2号

平成29年度予算について

以下に掲載する平成29年度収支予算書（案）について、総会の承認を求めます。

＜平成29年度予算に関する基本的な方針＞

- ・重点事業内容(4)で記したように、日本社会福祉士会との事務委託契約解除後の事務処理を準備するために事務局体制を強化する必要があります。そのための事務局職員増加により全体として赤字予算になります。
- ・支出項目予備費の額を増額しています。年度途中で行う必要が生じた事業について予算の中で前向きに対応していきたいと思います。
- ・新規事業で詳細を詰めていないものや委託事業で受託が未決のものについては収支を1000円として項目建てをしているものがあります。

平成29年度 収支予算書（案）

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで （単位は全て円）

収入の部

科目			H28予算額 (H28.6補正反映)	H29予算額	H29予算額－ H28予算額	備考
大項目	中項目	小項目				
1	会費等収入		25,966,000	26,828,000	862,000	
	1	会費収入	23,766,000	24,328,000	562,000	
	1	正会員会費	21,250,000	21,800,000	550,000	H28年度末正会員1420名*15,000円+新入会員50名*10,000円
	2	準会員会費	12,000	18,000	6,000	
	3	賛助会員会費	4,000	10,000	6,000	
	4	負担金	2,000,000	2,000,000	0	一般社団法人千葉県社会福祉士会負担金規則に基づくもの
	5	入会金	500,000	500,000	0	H28年度新規入会者を50名と見込む。入会金相当額を(公社)日本社会福祉士会への事務委託料として支出
	2	登録料	2,200,000	2,500,000	300,000	
	1	ばあとなあ名簿登録料	2,200,000	2,500,000	300,000	250名*10,000円
2	事業収入		19,857,000	18,897,000	△ 960,000	
	1	総務事業	0	0	0	
	2	総合相談事業	1,010,000	1,512,000	502,000	
	2	高齢者虐待防止対策研修会(県事業)	800,000	1,300,000	500,000	
	3	高齢者虐待対応専門職チーム	210,000	210,000	0	
	5	【新規】スクールソーシャルワーカー研修	0	1,000	1,000	H29年度新規事業
	6	【新規】千葉県高齢者虐待対応マニュアル改訂事業	0	1,000	1,000	H29年度新規事業

収入の部

収入の部			H28予算額 (H28.6補正反映)	H29予算額	H29予算額－ H28予算額	備考
科目	大項目	小項目				
	3	研修事業	4,715,000	4,539,000	△ 176,000	
	3	基礎研修Ⅰ	897,000	897,000	0	
	4	基礎研修Ⅱ	1,449,000	1,200,000	△ 249,000	
	5	基礎研修Ⅲ	650,000	650,000	0	受講対象者の変動
	6	ジェイシー教育研究所web模試 問題作成	800,000	1,000	△ 799,000	
	7	社会福祉士取得支援講座(大学等)	2,000	1,000	△ 1,000	東京成徳大学・和洋女子大学受験対策講座
	8	実習指導者養成研修	375,000	450,000	75,000	
	9	実習指導者フォローアップ研修	1,000	350,000	349,000	
	10	淑徳大学4年次正課プログラム	540,000	540,000	0	
	12	【新規】社会福祉士ワンアップ研修	0	100,000	100,000	H29年度新規事業(基礎研修ⅠⅡⅢ修了者)
	13	【新規】社会福祉士ファシリテーター研修	0	350,000	350,000	H29年度新規事業(楽しみながらグループや集団の取りまとめ方を学ぼう)
	14	共通基盤研修→廃止	1,000	0	△ 1,000	H29年度は事業終了
	4	ばあとなあ千葉運営事業	3,312,000	2,155,000	△ 1,157,000	
	4	成年後見制度活用講座	230,000	196,000	△ 34,000	
	5	成年後見人養成研修(委託集合研修)	2,000,000	750,000	△ 1,250,000	
	6	法人後見事業	216,000	216,000	0	
	11	ばあとなあ千葉ニュース	80,000	80,000	0	
	13	新規登録員研修	30,000	20,000	△ 10,000	
	14	必須登録員研修	290,000	200,000	△ 90,000	
	15	千葉サポート	225,000	225,000	0	
	16	レベルアップ研修	240,000	180,000	△ 60,000	
	18	テーマ別弁護士との事例検討会	1,000	288,000	287,000	
	5	司法福祉事業	660,000	690,000	30,000	
	2	司法福祉学習会	60,000	30,000	△ 30,000	
	3	司法福祉連続研修から刑事司法ソーシャルワーカー養成講座(基礎編)に名称変更	300,000	300,000	0	H29年度名称変更
	4	刑事司法ソーシャルワーカー養成講座から刑事司法ソーシャルワーカー養成講座(応用編)に名称変更	300,000	300,000	0	H29年度名称変更
	5	マッチング支援	0	30,000	30,000	
	6	【新規】弁護士との共同事例集作成	0	30,000	30,000	H29年度新規事業
	6	その他の事業	10,160,000	10,001,000	△ 159,000	
	2	災害対策研修	160,000	1,000	△ 159,000	研修実施予定
	7	居住確保支援事業	10,000,000	10,000,000	0	松戸市からの受託事業
	3	助成金	100,000	100,000	0	
	4	寄付金	100,000	150,000	50,000	
	5	繰越金	1,000	1,000	0	
	6	雑収入	50,000	350,000	300,000	
	総計		46,074,000	46,326,000	252,000	

支出の部

科目			H28予算額 (H28.6補正反映)	H29予算額	H29予算額－ H28予算額	備考
大項目	中項目	小項目				
1 会費			7,250,000	7,350,000	100,000	
1	会費		7,250,000	7,350,000	100,000	
	1	日本社会福祉士会 正会員会費	7,250,000	7,350,000	100,000	連合体正会員会費として。本会正会員数1470名 *5,000円
2 事業費			23,262,000	22,781,000	△ 481,000	
1	総務事業		1,333,000	1,573,000	240,000	
	1	企画部会運営費	20,000	15,000	△ 5,000	
	2	三団体協働事業費	100,000	15,000	△ 85,000	
	3	福祉人材定着対策費	250,000	250,000	0	
	4	名簿作成費	200,000	200,000	0	年1回の発行費用
	5	パンフレット作成費	1,000	1,000	0	
	6	広報活動費から広報 誌作成費に名称変更	103,000	1,044,000	941,000	H29年度名称変更 広報活動費と広報役務費を統合させ、新規で広報誌 作成費とした
	7	広報役務費→廃止	623,000	0	△ 623,000	H29年度は事業廃止
	8	広報部会運営費	36,000	36,000	0	
	9	【新規】WEB維持管理 費	0	12,000	12,000	H29年度新規事業 サーバー維持費及びHPに係る費用
2	総合相談事業		1,054,000	1,447,000	393,000	
	1	委員会費	45,000	45,000	0	
	2	高齢者虐待防止対策 研修会(県事業)	730,000	1,100,000	370,000	
	3	高齢者虐待対応専門 職チーム	219,000	240,000	21,000	
	4	無料相談事業	60,000	60,000	0	
	5	【新規】スクールソー シャルワーカー研修	0	1,000	1,000	H29年度新規事業
	6	【新規】千葉県高齢者 虐待対応マニュアル 改訂事業	0	1,000	1,000	H29年度新規事業
3	研修事業		4,150,000	3,304,000	△ 846,000	
	1	委員会運営費	60,000	60,000	0	
	2	県民公開講座(研究 大会・総会)	87,000	100,000	13,000	
	3	基礎研修Ⅰ	788,000	788,000	0	
	4	基礎研修Ⅱ	1,147,000	884,000	△ 263,000	
	5	基礎研修Ⅲ	653,000	473,000	△ 180,000	
	6	ジェイシー教育研究 所web模試 問題作 成	600,000	1,000	△ 599,000	
	7	社会福祉士取得支援 講座(大学等)	2,000	1,000	△ 1,000	
	8	実習指導者養成研修	265,000	250,000	△ 15,000	
	9	実習指導者フォロー アップ研修	1,000	74,000	73,000	
	10	淑徳大学4年次正課 プログラム	456,000	456,000	0	
	11	千葉県生涯研修セン ター準備委員会→廃 止	90,000	0	△ 90,000	H29年度は事業終了
	12	【新規】社会福祉士ワ ンアップ研修	0	37,000	37,000	H29年度新規事業(基礎研修ⅠⅡⅢ修了者)
	13	【新規】社会福祉士 ファシリテーター研修	0	180,000	180,000	H29年度新規事業
	14	共通基盤研修→廃止	1,000	0	△ 1,000	H29年度は事業終了

支出の部

科目			H28予算額 (H28.6補正反映)	H29予算額	H29予算額－ H28予算額	備考
大項目	中項目	小項目				
4	ばあとなあ千葉運営事業		5,746,000	5,178,000	△ 568,000	
	1	委員会費	270,000	216,000	△ 54,000	
	2	部会交通費	108,000	188,000	80,000	
	3	相談事業	648,000	583,000	△ 65,000	
	4	成年後見制度活用講座	174,000	160,000	△ 14,000	
	5	成年後見人養成研修 (委託集合研修)	1,068,000	646,000	△ 422,000	
	6	法人後見事業	204,000	199,000	△ 5,000	
	7	活動報告書読み込み 作業	509,000	502,000	△ 7,000	
	8	日本会登録員負担金 等	352,000	400,000	48,000	
	9	渉外活動	171,000	219,000	48,000	
	10	受任者面接	310,000	310,000	0	後見等受任者への支援として実施するもの
	11	ばあとなあ千葉ニュース	274,000	244,000	△ 30,000	
	12	コーディネート会議	567,000	567,000	0	
	13	新規登録員研修	31,000	20,000	△ 11,000	
	14	必須登録員研修	380,000	250,000	△ 130,000	
	15	千葉サポート	163,000	175,000	12,000	
	16	レベルアップ研修	177,000	140,000	△ 37,000	
	17	家裁事務報告書指導	100,000	56,000	△ 44,000	
	18	テーマ別弁護士との 事例検討会	240,000	303,000	63,000	
5	司法福祉事業		579,000	590,000	11,000	
	1	司法福祉委員会	90,000	90,000	0	
	2	司法福祉学習会	51,000	30,000	△ 21,000	
	3	司法福祉連続研修から 刑事司法ソーシャル ワーカー養成講座(基 礎編)に名称変更	185,000	195,000	10,000	H29年度名称変更
	4	刑事司法ソーシャル ワーカー養成講座から 刑事司法ソーシャル ワーカー養成講座(応 用編)に名称変更	220,000	187,000	△ 33,000	H29年度名称変更
	5	マッチング支援	33,000	70,000	37,000	
	6	【新規】弁護士会との 共同事例集の作成	0	18,000	18,000	H29年度新規事業
6	その他の事業		10,400,000	10,689,000	289,000	
	1	千葉県社会福祉士会 災害対策委員会	60,000	500,000	440,000	
	2	災害対策研修	120,000	1,000	△ 119,000	
	3	千葉県社会福祉士会 倫理委員会	100,000	50,000	△ 50,000	
	4	社会福祉士ささえあ い制度配分委員会	45,000	27,000	△ 18,000	
	5	選挙管理委員会	30,000	30,000	0	
	6	法人監査業務委員会	45,000	45,000	0	
	7	居住確保支援事業	10,000,000	10,000,000	0	
	8	【新規】千葉県生涯研 修センター	0	36,000	36,000	H29年度新規事業

支出の部

科目			H28予算額 (H28.6補正反映)	H29予算額	H29予算額－ H28予算額	備考
大項目	中項目	小項目				
3 事務費			12,644,000	15,850,000	3,206,000	
	1	一般物品費	300,000	500,000	200,000	
	2	印刷製本費	900,000	1,050,000	150,000	コピー機・印刷機リース料
	3	役務費	650,000	750,000	100,000	前期/総会通知2回(29万)、NTT、切手代等
	4	慶弔費	20,000	30,000	10,000	
	5	賃金等	6,600,000	9,900,000	3,300,000	事務局員1名増員 事務局員合計4名分
	6	使用料	1,723,000	1,750,000	27,000	事務局賃料、事務機器リース料等
	7	委託料	1,200,000	600,000	△ 600,000	
	8	役員費用弁償	70,000	70,000	0	
	9	役員旅費	470,000	450,000	△ 20,000	
	10	役員選挙事務費	100,000	150,000	50,000	
	11	保険料	110,000	100,000	△ 10,000	
	12	雑費	500,000	500,000	0	振込手数料等
	13	法人移行準備→廃止	1,000	0	△ 1,000	H29年度は廃止
4 租税公課			550,000	550,000	0	
5 敷金支出			0	0	0	
6 予備費			268,000	695,000	427,000	
7 配分金			2,100,000	2,100,000	0	一般社団法人千葉県社会福祉士会負担金規則に基づく
総計			46,074,000	49,326,000	3,252,000	

平成28年6月18日開催、第4回定時総会資料-「貸借対照表」及び「正味財産増減計算書」

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	42,219,373	36,008,786	6,210,587
未収入金	1,955,600	1,930,600	25,000
貯蔵品	28,007	23,378	4,629
前払費用	92,070	92,070	0
預け金	134,200	134,200	0
仮払金	45,443	0	45,443
流動資産合計	44,474,693	38,189,034	6,285,659
2. 固定資産			
(1) 固定資産			
敷金	920,700	920,700	0
固定資産合計	920,700	920,700	0
3. 基本財産			
定期預金	2,000,000	2,000,000	0
基本財産合計	2,000,000	2,000,000	0
資産合計	47,395,393	41,109,734	6,285,659
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,247,260	3,726,695	△ 2,479,435
預り金	151,466	136,010	15,456
仮受金	1,000	0	1,000
流動負債合計	1,399,726	3,862,705	△ 2,462,979
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	1,399,726	3,862,705	△ 2,462,979
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	2,000,000	2,000,000	0
指定正味財産合計	2,000,000	2,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(2,000,000)	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	45,995,667	37,247,029	8,748,638
負債及び正味財産合計	47,395,393	41,109,734	6,285,659

正味財産増減計算書

自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費収入	23,251,000	22,871,000	380,000
②ぱあとなあ名簿登録料	2,138,000	1,890,000	248,000
③事業収入	12,452,080	8,779,758	3,672,322
④助成金	106,000	100,000	6,000
⑤寄付金	180,000	187,000	△ 7,000
⑥雑収入	294,403	381,919	△ 87,516
経常収益計	38,421,483	34,209,677	4,211,806
(2) 経常費用			
①会費支出	7,564,000	6,882,000	—
②事業費	10,431,054	9,011,528	1,419,526
③管理費	10,249,439	10,474,514	△ 225,075
経常費用計	28,244,493	26,368,042	1,876,451
当期経常増減額	10,176,990	7,841,635	2,335,355
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
①法人税等	363,700	225,500	138,200
②配分金	1,064,652	1,283,020	△ 218,368
経常外費用計	1,428,352	1,508,520	△ 80,168
当期経常外増減額	△ 1,428,352	△ 1,508,520	80,168
当期一般正味財産増減額	8,748,638	6,333,115	2,415,523
一般正味財産期首残高	35,247,029	28,913,914	6,333,115
一般正味財産期末残高	43,995,667	35,247,029	8,748,638
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	2,000,000	2,000,000	0
指定正味財産期末残高	2,000,000	2,000,000	0
III 正味財産期末残高	45,995,667	37,247,029	8,748,638

規則第 5 号負担金規則の変更について

次ページに掲載する規則第 5 号負担金規則の変更について、総会の承認を求めます。

(提案理由)

平成 27 年度の決算報告によれば、会員の皆様による負担金は 6,717,594 円あり、年間の配分金額を大幅に超えている。現在、負担金制度の見直しを検討している段階でもあり、規則には負担金納付の中断と再開を理事会で決定できることとした。

規則第 5 号新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
一般社団法人千葉県社会福祉士会 負担金規則 規則第 5 号 ＜制定＞平成 24 年 10 月 28 日 最新改正 平成 29 年 月 日 （目 的） 第 1 条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）会員の、会費を除いた負担金について定めることを目的とする。 （定 義） 第 2 条 「負担金」とは、会員が本会の資源を用いて収入を得た場合の、会に対し負担すべき費用をいう。 2 前項にいう「収入」は、暦年ごとに得た課税前の報酬、謝金および委託料を含み、雇用契約に基づく給与、手当、交通費等の実費弁償額および本会事業に関して本会から支出する額を含まないものとする。 3 「本会の資源」とは事務局資源等をいう。 （負担金） 第 3 条 負担金の金額は年間 <u>30,000</u> 円とする。 2 会員は暦年終了後、前年の収入に関して本会に申告し、本会の指定する方法で負担金を納付するものとする。 3 前二項の規定に関わらず、収入額が一定の基準内である場合は、申告と同時に申請することで負担金の一部または全部の免除を受けることができる。 4 前項に規定する収入額の基準および免除額は、次の各号による。 一 収入額が <u>100,000</u> 円未満の場合、負担金の全額を免除	一般社団法人千葉県社会福祉士会 負担金規則 規則第 5 号 ＜制定＞平成 24 年 10 月 28 日 （目 的） 第 1 条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）会員の、会費を除いた負担金について定めることを目的とする。 （定 義） 第 2 条 「負担金」とは、会員が本会の資源を用いて収入を得た場合の、会に対し負担すべき費用をいう。 2 前項にいう「収入」は、暦年ごとに得た課税前の報酬、謝金および委託料を含み、雇用契約に基づく給与、手当、交通費等の実費弁償額および本会事業に関して本会から支出する額を含まないものとする。 3 「本会の資源」とは事務局資源等をいう。 （負担金） 第 3 条 負担金の金額は年間 30, 000 円とする。 2 会員は暦年終了後、前年の収入に関して本会に申告し、本会の指定する方法で負担金を納付するものとする。 3 前二項の規定に関わらず、収入額が一定の基準内である場合は、申告と同時に申請すること負担金の一部または全部の免除を受けることができる。 4 前項に規定する収入額の基準および免除額は、次の各号による。 一 収入額が 100, 000 円未満の場合、負担金の全額を免除

二 収入額が <u>100,000</u> 円以上 <u>300,000</u> 円未満の場合、負担金の <u>3</u> 分の <u>2</u> を免除 第 5 条 一旦納入された負担金は、本会の責に帰する原因のある場合を除き、本会定款第 11 条の定めによりこれを返還しないものとする。 (会員資格の平等) 第 4 条 この規則による負担金納付の有無を根拠に、総会および理事会における議決権を始めとする会員資格に差を設けてはならない。 (配分委員会) 第 5 条 納付された負担金の使途については、必要な経費を除き、本会各委員会の代表者による配分委員会を設置し、その議決および理事会の承認により、公益活動および会の活動に無償または低廉な報酬で携わった会員への弁償に充てるものとする。 <u>(負担金納付の中断と再開)</u> 第 6 条 <u>負担金が、1,000,000 円以上翌年に繰り越されることが見込まれる場合、負担金納付を中断することができる。その場合は本会理事会にはかり、決定するものとする。</u> <u>2 負担金納付の再開においても、本会理事会にはかり決定するものとする。</u> (委 任) 第 7 条 この規則に定めるもののほか、申告および納付の方法等必要な細目事項は、理事会において別に定める。 (改 正) 第 8 条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。 附 則 1 この規則は、本会設立登記の日から施行する。	二 収入額が 100, 000 円以上 300, 000 円未満の場合、負担金の 3 分の 2 を免除 第 5 条 一旦納入された負担金は、本会の責に帰する原因のある場合を除き、本会定款第 11 条の定めによりこれを返還しないものとする。 (会員資格の平等) 第 4 条 この規則による負担金納付の有無を根拠に、総会および理事会における議決権を始めとする会員資格に差を設けてはならない。 (配分委員会) 第 5 条 納付された負担金の使途については、必要な経費を除き、本会各委員会の代表者による配分委員会を設置し、その議決および理事会の承認により、公益活動および会の活動に無償または低廉な報酬で携わった会員への弁償に充てるものとする。 (委 任) 第 6 条 この規則に定めるもののほか、申告および納付の方法等必要な細目事項は、理事会において別に定める。 (改 正) 第 7 条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。 附 則 1 この規則は、本会設立登記の日から施行する。
--	---